公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第２２４号
山形県東村山郡中山町大字長崎2212番地１
債務者　石川　竜也
１　決定年月日時　平成30年３月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山口　　将
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月14日午前10時50分
５　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第８８号
さいたま市大宮区土手町３丁目94番地　アンプルールクラージュゆうかり104号
債務者　佐藤　俊二
１　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　織田　恭央
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月28日午後４時15分
５　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１３１号
大阪府羽曳野市南恵我之荘８丁目６番10―302号
債務者　榛葉　　玲（旧姓宮地）
１　決定年月日時　平成30年３月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　坂本　勝也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月28日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４３号
愛媛県伊予郡松前町大字大間199番地
債務者　大政　正文
１　決定年月日時　平成30年３月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡本　　林
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月21日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４４号
愛媛県伊予郡松前町大字大間308番地１
債務者　大政　通治
１　決定年月日時　平成30年３月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡本　　林
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月21日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４４号
埼玉県深谷市畠山2131番地２
債務者　目黒　大輔
１　決定年月日時　平成30年３月12日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小林　　誠
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月29日午後２時40分
５　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第４５号
埼玉県深谷市畠山2131番地２
債務者　目黒　民子
１　決定年月日時　平成30年３月12日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小林　　誠
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月29日午後２時40分
５　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第３２４号
鹿児島県鹿児島市中山町494番地
債務者　永留　憲一
１　決定年月日時　平成30年３月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　下之薗優貴
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月23日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第１１６号
大阪市大正区鶴町１丁目４番７号
債務者　藤本　卓治
１　決定年月日時　平成30年３月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森澤　真人
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月31日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８０２号
大阪市西区川口３－３－３、住民票上の住所　大阪府岸和田市磯上町２丁目15番21号
債務者　好川　悟視
１　決定年月日時　平成30年３月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　前川　拓郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月31日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１９号
さいたま市南区大字大谷口5281番地　四番館401号
債務者　杉浦　正高
１　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　武藤　洋善
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月４日午後３時45分
５　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１７０号
埼玉県越谷市大成町１丁目2179番地３
債務者　大森　信吾
１　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石塚　洋一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月４日午後３時15分
５　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２４９号
埼玉県川口市新井町５番13号　アドヴァンスコジマ302号
債務者　めん屋写楽、鬼べえこと　髙橋　　健
１　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三上　将延
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月４日午後２時45分
５　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２４７０号
横浜市港北区小机町1489番地１　フェルミエ小机　301号
債務者　大門　陽一
１　決定年月日時　平成30年３月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　天野　正男
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月22日午後１時50分
５　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１２８号
横浜市南区睦町１丁目29番地５　レオパレスクレエ104
債務者　石田　康夫
１　決定年月日時　平成30年３月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北田　幸三
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月22日午後１時40分
５　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２９号
岐阜県海津市海津町高須町851番地１
債務者　西川　直人
１　決定年月日時　平成30年３月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大倉　範子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月28日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係